

令和7年度周南市空き家リフォーム事業補助金交付実施要領（変更）

周南市空き家リフォーム事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、補助金の交付について必要な事項を定める。

なお、この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。

1 募集方法

周南市空き家リフォーム事業補助金の募集は、市広報（5月号）、市ホームページ、ケーブルテレビ、マスコミへの投げ込み及びデジタルサイネージにより行う。

※変更の周知は市ホームページにて行う。

2 申請受付

受付は住宅課窓口のみ、先着順（郵送・FAX・メール等不可）とする。

3 募集期間及び事業の完了期日

- (1) 募集期間は、令和7年5月15日（木）から令和7年12月15日（月）までとする。
- (2) 要綱第3条第3号に規定する市長が別に定める日は、令和8年2月27日（金）とする。この期日までに事業を完了し、完了の日から起算して30日以内に完了報告書を提出すること。

4 募集件数

10件程度（予算の範囲内、先着順で予算残額（世帯の上限額で判断する）が100万円未満になった時点で子育て世帯の受付を終了し、50万円未満になった時点で一般世帯の受付を終了する。）

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。